

第11期 通常総会

日時 平成29年5月27日（土）19:00~21:00

会場 筑紫野市生涯学習センター 視聴覚室



特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク

当日、総会資料をご持参ください

ちくしっ子ネットワークの理念

〈基本理念〉

私たちは、学童保育事業を通し、子どもの豊かな育ちを育み、子どもを取り巻く大人が共に育ちあう地域の子育て支援ネットワークの構築を目指します。

働く親を持つ子どもたちが、放課後や学校休業日に、さびしい思いをすることなく豊かな時間を過ごしてほしい。そんな親の願いから生まれたのが学童保育です。筑紫野市の学童保育は、同じ思いを持つ親たちが自らの手で運営し、子どもたちのためにより良い保育環境をつくるという姿勢で長い歳月をかけ、つくり上げてきました。子どもを真ん中に、保護者・指導員・地域住民・行政が手を携え、助け合いながらそれぞれの立場で子育てに取り組んでいく。この「地域の子育て」を変わずに継承し、発展させていく。その営みこそが「子どもの安全・親の安心」を保障するちくしっ子ネットワークの基本理念です。

この基本理念に基づき、私たちは次の保育理念を掲げ、学童保育に取り組みます。

〈保育理念〉

1. 子どもたちが、安全に伸びのびと放課後や学校休業日を過ごせる居場所をつくります。
2. 子ども一人ひとりを大切にし、心身ともに健やかで豊かな成長を育みます。
3. そのことにより、保護者が安心して働ける環境をつくります。
4. 子どもの最善の利益を考慮し、保護者・指導員・地域住民・行政の連携に努め、地域の子育てを支援します。

〈保育方針〉

1. **子どもが安全で楽しく過ごせる学童保育**
 - ・子ども一人ひとりの思いや感情に寄り添って信頼関係を築き、心の居場所をつくる。
 - ・保育の予定、ルールなど、子どもが見通しをもって活動できる生活づくりを行う。
 - ・「遊び(活動体験)」を通して、楽しむことを見出す力、自ら物事をやり遂げようとする力を育てる。
2. **互いに学び合い、成長する学童保育**
 - ・異年齢集団の生活の中で、相手の気持ちを思いやり、豊かで優しい心を育てる。
 - ・集団生活の中で、協調性・社会性を育てる。
 - ・子どもが自ら考え、行動し、責任を持つ力を育てる。
3. **保護者が安心して子どもを預けられる学童保育**
 - ・子どもの様子を伝え合うことを大切にし、指導員が保護者の願いを知ることで、子どもの理解を深め、保育に活かす。
 - ・安全や衛生に配慮しながら生活環境を整える。
 - ・季節に合わせた活動を計画し、豊かな感性を育て、想像力・思考力の芽生えを育てる。
4. **地域に根ざした学童保育**
 - ・地域との交流を積極的に図り、地域の中で育ち合う心を育む。
 - ・家庭・学校・地域・行政との連携を図り、子ども一人ひとりが安心と信頼をもって活動できる環境づくりに努める。
 - ・学童保育の特性を活かして、地域の子育ての一翼を担い、子育てを取り巻く環境の変化に対応する。

第11期 通常総会次第

1. 定数確認

2. 開会のことば

3. 理事長挨拶

4. 来賓挨拶

5. 永年勤続表彰

6. 議長選出(書記選出)

7. 議案提案及び審議

第1号議案 平成28年度 事業報告並びに活動計算書、貸借対照表及び財産目録の承認に関する件

(監査報告)

第2号議案 平成29年度 事業計画及び予算承認の件

第3号議案 定款改正の件

第4号議案 専務理事役員報酬決定の件

第5号議案 役員辞任に係る新役員選出及び承認の件

8. 議長退任

9. 閉会のことば

目 次

第1号議案 平成28年度 事業報告並びに活動計算書、貸借対照表及び財産目録の承認に関する件 1
第2号議案 平成29年度 事業計画及び予算承認の件 14
第3号議案 定款改正の件 16
第4号議案 専務理事役員報酬決定の件 17
第5号議案 役員辞任に係る新役員選出及び承認の件 18

第1号議案から第5号議案を別紙のとおり上程する。

平成29年5月27日
特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク
理事長 高木 美和

第1号議案 平成28年度 事業報告並びに活動計算書、貸借対照表及び財産目録の承認に
関する件

平成28年度 事業報告書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

(総括的概要)

筑紫野市の学童保育は保護者が指導員と共に汗をかき、作り上げてきた伝統と歴史がある。法人組織となった今もその関わりは変わらない。

学童保育事業は「人」がすべてであり、私たち保護者は「職員」が居なければ安心して働き続けることができない。「職員」も「法人」が存在しなければ安心して働き続けることができない。互いに「子ども達のために」と、職員・保護者会・理事会・行政が事業運営に係る課題を「共通認識」して改善に努めることを方針として下記の重点課題に取り組んだ。

(重点課題と具体的成果)

1. 行政との連携強化

平成28年4月より所管が「子ども子育て課」から「学校教育課・教育政策課」に移管したことにより、「安心・安全な保育」を実施するための学校施設利用や学校と連携しての対象児童や家庭への支援環境が整いつつある。支援員確保についても学童保護者会や理事会審議を経て、「安心・安全な保育」に努めた。

2. 職員の労働環境等の整備

平成27年度から行政の要望により実施している延長保育も含め、職員およびその家庭を取り巻く環境が大きく変わっていることから、職員の勤務労働条件について、平成31年4月の新法本格施行を目途として検討を行う「処遇改善プロジェクトチーム」を発足した。今年度は休暇の拡充（病気休暇の有給休暇）を行った。

3. 組織規程等の整備

各種規程間の整備、子ども子育て新法施行に伴う諸規程の改廃が課題となっていた。定款変更も含め、高齢者任用制度についても労働基準監督署からの助言を受けて速やかに対応した。緊急時対応マニュアルも現状に則した内容に改訂した。

4. 地域団体との連携・コミュニケーションの強化

計画していた企業訪問や、他団体との連携強化は実施できなかったものの、今年度も各学童における校外学習の実施や地域行事への参加など積極的な地域交流を実施した。

以下事項別状況について報告する。

《事項別状況》

1. 規則規程等の改正

- (1) 規程改正 特定非営利活動法人職員給与規程、就業規則
- (2) 規程改正 特定非営利活動法人会費及び保育料規程
- (3) 緊急時対策マニュアル改訂

2. 組織

(1) 法人の概要

①法人事務局：筑紫野市大字永岡 1025 番地 5 グレイス桜台 203 号

②放課後児童クラブ

クラブ名 電話番号	小学校名	所在地
ちびっこクラブ 本館(092)921-5615 新館(092)921-5611	二日市小学校	〒818-0071 筑紫野市二日市西 2-3-16 E-Mail: chibikko-club@csf.ne.jp
風の子クラブ 保育室①(092)928-0685 保育室②(092)928-0747	二日市東小学校	〒818-0061 筑紫野市紫 7-4-1 E-Mail: nihigashi@tj8.so-net.ne.jp
なかよしクラブ ①(092)918-1164 ②(092)924-4892	二日市北小学校	〒818-0056 筑紫野市二日市北 8-2-1 E-Mail: nakayosi-club@csf.ne.jp
わんぱくクラブ (092)921-4309	山口小学校	〒818-0044 筑紫野市大字萩原 850-1 E-Mail: wanpaku1@xc4.so-net.ne.jp
どんぐりクラブ 本館(092)926-4988 新館(092)926-4987	筑紫小学校	〒818-0025 筑紫野市大字筑紫 531 E-Mail: donguri-club@castle.ocn.ne.jp
あしきクラブ (092)924-0667	阿志岐小学校	〒818-0011 筑紫野市阿志岐 2350 E-Mail: ashiki-club@w9.dion.ne.jp
ぼかぼかルーム (092)929-1962	吉木小学校	〒818-0004 筑紫野市大字吉木 2526-2 E-Mail: yoshikikko@iphone.ne.jp
ひまわりクラブ 本館(092)927-1953 新館(092)927-1954 別館(092)927-1964	原田小学校	〒818-0034 筑紫野市美しが丘南 2-10-5 E-Mail: haruda.gakudou@zb4.so-net.ne.jp
ひまわりキッズ (092)927-0830	筑紫東小学校	〒818-0036 筑紫野市光が丘 2-3-1 E-Mail: himawarikids@df7.so-net.ne.jp
山の子クラブ (092)926-5590	山家小学校	〒818-0003 筑紫野市大字山家 4341 E-Mail: yamanoko-club@pj8.so-net.ne.jp
スマイルキッズ (092)929-1963	天拝小学校	〒818-0053 筑紫野市天拝坂 6-1-1 E-Mail: smilekids@fg8.so-net.ne.jp

③沿革

- 1973年 婦人団体連絡会(母と女教師の会、市職婦人部、生協、婦人会議)が設置にむけての運動をはじめ。
- 1976年 二日市東小で冬休みの自主保育実施。
- 1977年 二日市東小、二日市北小、二日市小で「学童保育を進める父母の会」により休み中の学童保育を実施。
- 1980年 二日市小に常設の学童保育所ができる。
- 1984年 筑紫小で自主保育開始。
- 1985年 二日市東小に常設の学童保育所ができる。山口小で自主保育始まる。
- 1988年 「筑紫野市留守家庭等児童育成クラブ事業に対する補助金交付規程」施行。
- 1989年 山口小に常設の学童保育所設置。施設は父母設置のプレハブを使用。筑紫小が原田小の分校による空きプレハブ教室を改造し常設とする。
- 1990年 原田小学校が筑紫小から分かれ新設開校。
- 1992年 二日市北小常設。
- 1993年 阿志岐小常設。
- 1994年 吉木小常設、山口小学童保育の改築を陳情。
- 1995年 原田小の常設。
- 1996年 山家小(ログハウス)と筑紫東小が常設。
市内10校が参加した「筑紫野市学童保育連絡会」が組織される。
- 1997年 二日市小学童の新館完成。
- 2000年 「筑紫野市学童保育連絡会」より会の名称を「筑紫野市学童保育連絡協議会」に改め第1回総会を開く。
- 2001年 新設開校に伴い天拝小学童開設。吉木小学童、原田小学童増設。
- 2002年 筑紫東小が小学校敷地内に常設。筑紫小学童増設。
- 2003年 二日市東のプレハブ新館増築。二日市東小で2ヵ所保育が始まる。
- 2005年 「特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク」を設立し、設立総会を開く。
- 2006年 「特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク設立報告総会」を開く。
- 2008年 原田小学童の新館完成。
- 2009年 筑紫小の新館完成。
- 2010年 二日市東小の体育館1階に学童室完成。
- 2011年 原田小学童3棟目完成。
- 2012年 二日市北小学童改築。
山口小学校施設使用(季節利用)開始。
- 2013年 原田小学校施設使用(季節利用)開始。
- 2014年 二日市北小学校施設使用(季節利用)開始。
二日市東小学童水害被害改修。

- 二日市小学童トイレ改修。
- 2015年 二日市北小学校施設使用(通年利用)開始。
- 2016年 子ども子育て新法制定に係る要望書提出。
- 2017年 二日市小学童本館新築要望書提出。
二日市小学童本館改築。

④業務関連法等

NPO法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、子どもの権利条約
筑紫野市子どもの権利条例、筑紫野市放課後児童健全育成事業実施要綱

⑤目的

放課後および休校日における保育を必要とする児童に対して健全な生活・遊技の場を提供するとともに、保育内容の充実および発展を目的とする事業を行う。
また、学童保育の施設・設備の整備と保育内容の向上を行政に働きかけることにより子ども達の健全な育成を図るとともに保護者の子育てを支援し、健全な地域社会の形成に寄与する。

⑥主要業務

- ・筑紫野市内における学童保育所の運営に関する事業
- ・子どもたちが安全で健やかに成長することができるまちづくりの推進に係るイベント開催等の事業
- ・子育て支援に関する講演会等の企画運営事業並びに地域住民、他団体との交流及び協力事業
- ・子育て支援に係る環境向上のための情報提供、調査研究及び提言に関する事業
- ・学童保育指導者の育成事業

⑦主管庁

福岡県新社会推進部社会活動推進課
筑紫野市教育委員会

⑧職員(平成29年3月31日現在)

事務局職員 2人
指導員 67人

(2)会員 1,191人 (平成29年3月31日現在)

利用児童数1,458人 内 通年1,139人 季節 319人

(3)賛助会員 なし

(4) 役員(平成29年3月31日現在)

役職名	氏名	所属学童	備考
理事長	高木 美和	筑紫	
副理事長	金森 忍	二日市	人事管理委員会委員
副理事長	泥川 美紀	山家	
専務理事	平山 裕子	—	
理事	跡部 尚美	二日市	人事管理委員会委員
理事	篠原 章江	二日市	
理事	大西 美代	二日市東	
理事	森崎 梢	二日市東	
理事	前山 くるみ	二日市北	
理事	水田 隆英	二日市北	人事管理委員会委員
理事	吉田 加代	山口	
理事	武井 久仁子	山口	人事管理委員会委員
理事	藤原 恵	筑紫	
理事	空 奈津美	筑紫	
理事	大田黒 裕美	阿志岐	
理事	杉岡 恵美	阿志岐	
理事	花坂 さゆり	吉木	
理事	宮永 恵	吉木	
理事	浦川 美佳	原田	
理事	坂田 美紗子	原田	
理事	真野 令美	筑紫東	
理事	占野 桃子	筑紫東	
理事	野見山 玲子	山家	
理事	渡邊 昭一	天拝	
理事	江口 織花	天拝	
監事	田河内 美智	筑紫	
監事	野中 順子	阿志岐	

3. 会議等

①第10期通常総会

平成28年5月28日 議題 平成27年度 活動報告及び決算報告の件 他

②理事会

臨時理事会	平成28年5月28日	議題	役員体制の件
第1回理事会	平成28年6月18日	議題	平成28年度法人予定の件 他
第2回理事会	平成28年8月20日	議題	指導員就業規則改定の件 他
第3回理事会	平成28年10月15日	議題	二日市学童保育所の新築要望の件 他
第4回理事会	平成28年12月17日	議題	定款規則改定の件 他
第5回理事会	平成29年2月18日	議題	次年度運営に係る支援員確保の件 待遇改善プロジェクトチーム報告 他
第6回理事会	平成29年4月22日	議題	第11期通常総会上程(案)の件 他

③執行部会

第1回執行部会	平成28年6月8日	議題	第1回理事会議案の件 他
第2回執行部会	平成28年8月4日	議題	第2回理事会議案の件 他
第3回執行部会	平成28年10月15日	議題	第3回理事会議案の件 他
第4回執行部会	平成28年12月6日	議題	第4回理事会議案の件 他
第5回執行部会	平成29年2月2日	議題	第5回理事会議案の件 他
第6回執行部会	平成29年4月17日	議題	第6回理事会議案の件 他

④人事管理委員会

第1回人事管理委員会	平成28年6月2日	議題	職員採用試験及び配置会議
第2回人事管理委員会	平成28年6月25日	議題	職員採用試験及び配置会議
第3回人事管理委員会	平成28年7月21日	議題	職員採用試験及び配置会議
第4回人事管理委員会	平成28年7月25日	議題	職員採用試験及び配置会議
第5回人事管理委員会	平成28年8月4日	議題	職員採用試験及び配置会議
第6回人事管理委員会	平成28年8月29日	議題	職員採用試験及び配置会議
第7回人事管理委員会	平成28年7月24日	議題	職員採用試験及び配置会議
第8回人事管理委員会	平成28年11月1日	議題	職員採用試験及び配置会議
第9回人事管理委員会	平成28年12月2日	議題	ハローワーク主催合同就職説明会
第10回人事管理委員会	平成29年2月1日	議題	職員採用試験実施及び配置会議
第11回人事管理委員会	平成29年2月18日	議題	職員任用採用試験及び次年度配置会議
第12回人事管理委員会	平成29年2月22日	議題	職員任用試験実施及び配置会議
第13回人事管理委員会	平成29年3月21日	議題	職員採用試験実施及び配置会議

第14回人事管理委員会 平成29年3月23日 議題 職員採用試験実施及び配置会議
第15回人事管理委員会 平成29年3月28日 議題 職員採用試験実施及び配置会議

⑤平成28年度監査会

平成28年10月15日 平成28年度上半期事業及び会計中間監査
平成29年4月22日 平成28年度事業及び会計監査

⑥関係機関会議等

平成29年1月26日 筑紫野市子ども・子育て会議

⑦筑紫野市教育委員会との協議

平成28年4月12日 議題 担当国会議
平成28年6月16日 議題 文教市議団の視察について
平成28年7月4日 議題 担当国会議
平成28年8月18日 議題 NPOと担当課会議
平成28年9月28日 議題 ケース会議
平成28年11月17日 議題 ケース会議
平成28年11月21日 議題 ケース会議
平成28年12月7日 議題 ケース会議
平成29年1月6日 議題 担当国会議
平成29年1月16日 議題 施設改修工事について
平成29年1月25日 議題 施設生活面積の打合せ
平成29年2月16日 議題 次年度備品についての打合せ
平成29年3月9日 議題 次年度県方針について打合せ

⑧平成28年度代表者会議

平成28年8月20日 議題 筑紫野市の学童保育事業と法人の課題(理事長説明)
(理事会と合同会議) 筑紫野市教育委員会からの提言の件
各学童からの意見等
平成29年2月22日 議題 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
(理事会と合同会議) ～合理的配慮～についての研修
講師:福岡県立特別支援学校 校長 今村 裕 先生
各学童からの意見等

4. 指導員会

①広報委員会

平成 27 年 4 月からスタートさせたブログの運用を 28 年度も継続して行い、引き続き子どもたちの楽しい学童生活の様子や保護者会活動、地域交流の様子を保護者や一般の方々に閲覧していただくことができた。懸念される個人情報の取り扱いについては、一昨年度にまとめた「ブログ運用上の配慮事項」をもとに一層注意深く行うことを心がけ、情報の流出がないよう細心の配慮を行ってはいるが、昨今の SNS 端末の進歩により微細な画像の一部からも情報が読み取られてしまう恐れもあることから、掲載の難しさを感じている。

②研修委員会

特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワークの理念に基づいた、支援員の資質の向上と保育の実践能力の習得をめざし、内部研修を 6 回と外部講師を招いた研修 8 回を実施した。

内部研修では、初任者研修を 3 回、ブロック会議を 3 回それぞれ行っている。支援員のモラルや役割・子ども達の安全・保護者との関わりについて、担当支援員により教習し、初任者にコミュニケーションや報告・連絡・相談の大事さを伝える一方、ブロック会議においては他学童支援員との交流を通し保育の内容や対応の在り方について情報交換することができた。

外部講習では例年通りシーズンに入る前の応急救護講習や防犯講習に加え、人権講習・支援児講習・スキルアップ講習・衛生管理講習など、専門分野の講師を招き講習を受けた。新規の講習により知識・技能の幅を広げていく一方で、連続性のある講習を受けることにより知識の深まりを図ることも今後の課題である。

5. 実施事業報告

《法人主催事業》

(1)平成28年12月3日 法人研修 学童視察

各学童の特色ある保育運営や施設の状況など「法人の学童保育事業」への理解を深めることを目的とする。

(2)平成29年2月22日 法人研修 講習会

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」～合理的配慮～について

講師:福岡県立特別支援学校 校長 今村 裕 先生

《各学童で行った主な事業》

- 4月 歓迎会・お花見（全学童）
- 7・8月 夏祭り(二日市・二日市北・筑紫・吉木・筑紫東・天拝)
夏休み工作教室(阿志岐・吉木・筑紫東・山家)
高取焼・Tシャツ染め(二日市)
お化け屋敷(筑紫東・天拝)
アイススケート教室(山家)
- 9月 地域敬老会参加(原田)
- 10月 運動会(二日市と二日市東合同・阿志岐と吉木合同・筑紫と筑紫東合同・原田)
親子レクリエーション(原田)
ハロウィンパーティ(二日市北・筑紫東)
- 11月 親子レクリエーション(二日市東)
地域交流餅つき大会(二日市北)
- 12月 クリスマス会（全学童）
餅つき大会(二日市)
親子レクリエーション(筑紫東)
- 1月 初詣(二日市・二日市北・阿志岐・吉木・原田)
餅つき大会(筑紫)
親子レクリエーション(原田)
- 2月 節分行事・豆まき（全学童）
親子レクリエーション(二日市北)
- 3月 お別れ会（全学童）
親子レクリエーション(原田)
バスハイク(筑紫東)
お別れ遠足(山家)

《指導員研修事業》

- 5月 応急救護講習①（筑紫野・太宰府消防本部）
応急救護講習②（筑紫野・太宰府消防本部）
- 6月 防犯講習（筑紫野警察署）
社内業務研修（内部研修）
支援児講習①（那珂川町立岩戸小学校 教頭 朝倉博実先生）
- 7月 人権講習（人権教育地域活動指導員 三苫 幸男先生）
- 9月 初任者研修（内部研修）
ブロック会議（内部研修）

- 10月 支援児講習②（那珂川町立岩戸小学校 教頭 朝倉博実先生）
- 11月 スキルアップ研修①（ウィル・システムズ 代表 高山 有朋先生）
紙芝居読み聞かせ講習（筑紫女学園大学 教授 大元 千種先生）
ブロック会議（内部研修）
- 12月 初任者研修（内部研修）
- 1月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」～合理的配慮～について
（福岡県立特別支援学校 校長 今村 裕 先生）

平成28年度 活動計算書(案)

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで
特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク

(単位:円)

大科目	中科目	科 目	予算額	決算額(B)	増減(B-A)	摘 要
I 経常収益						
受取会費			[2,302,000]	[2,560,000]	[258,000]	
	法人会費		2,296,000	2,558,000	262,000	2,000円×1,279世帯
	個人会費		6,000	2,000	-4,000	2,000円×1名
事業収益					0	
自主事業収益			[113,348,000]	[114,241,000]	[893,000]	
		通年保育料収入	104,026,000	102,167,500	-1,858,500	1名7,500円×通年児童数×12ヶ月+延長保育料-減加分
		季節保育料収入	9,322,000	8,555,500	-766,500	1名28,000円(年間)×季節児童数+季節延長保育料-減加分
		延長保育料収入		3,411,600	3,411,600	
		季節延長保育料収入		106,400	106,400	
受託事業収入			[112,752,914]	[112,913,836]	[160,922]	
		事務員給料	3,551,300	3,551,300	0	正規:2名
		指導員常勤給料	51,925,864	52,901,463	975,599	正規:48名 非正規:17名
		指導員加配給料	19,536,400	18,878,923	-657,477	加配:10名
		指導員季節給料	4,037,500	3,952,500	-85,000	アルバイト:20名
		指導員季節加配給料	425,000	425,000	0	アルバイト:1名
		指導員延長保育給料	2,720,850	2,720,850	0	延長保育時給料
		指導員研修費	1,540,000	1,580,000	40,000	(20,000円×79名)
		指導員等諸保険料	21,330,000	21,100,000	-230,000	
		教材費収入	4,353,000	4,446,000	93,000	1,482名×3,000円
		医薬材料費収入	240,000	240,000	0	10,000円×24クラブ
		傷害保険料	1,339,000	1,363,800	24,800	児童及び指導員の傷害保険料
		地代家賃	600,000	600,000	0	事務局賃料
		保育料減免相当額	1,154,000	1,154,000	0	通年児童数×12,000円、季節児童数×6,000円
受取助成金等			[0]	[0]	[0]	
		補助金収入	0	0	0	
		健康診断助成金	0	0	0	
受取寄付金			[0]	[0]	[0]	
その他収益			[60,000]	[6,235]	[-53,765]	
		財政安定基金引当金取崩益	0	0	0	
		受取利息	40,000	6,235	-33,765	預金利息
		雑収入	20,000	-20,000	-40,000	
経常収益計			228,462,914	229,721,071	1,258,157	※収入合計
II 経常費用						
1. 事業費						
(1) 人件費			[177,134,400]	[161,955,806]	[-15,178,594]	
		指導員給料	147,354,400	139,250,574	-8,103,826	
		指導員年休代替	4,980,000	2,356,838	-2,623,162	
		法定福利費	21,300,000	19,216,889	-2,083,111	社会保険等事業主負担指導員分
		福利厚生費	1,000,000	631,505	-368,495	健康診断・インフルエンザ予防接種 指導員分
		退職金積立金繰入	500,000	500,000	0	指導員分
		特別加配指導員給料	2,000,000		-2,000,000	特別加配分
(2) その他経費			[47,241,883]	[45,780,512]	[-1,461,371]	
		研修費	1,580,000	1,629,651	49,651	研修参加費用、講師謝礼、日本の学童ほいく誌代等
		教材費	4,407,000	4,446,000	39,000	1,393名×3,000円
		医薬材料費	240,000	240,000	0	10,000円×22クラブ
		傷害保険料	1,440,000	1,463,966	23,966	傷害保険等 + 賠償責任保険
		指導員会議料	20,000	27,223	7,223	用紙代等
		保険料	102,883	108,031	5,148	保護者会定例会保険料
		学童運営費	7,533,400	7,604,400	71,000	(通年児童数×年6000円)+(季節児童数×年2,200円)
		児童育成費(おやつ代)	28,448,600	28,700,372	251,772	(通年児童数×年24,000円)+(季節児童数×年3,800円)
		広報費	10,000	8,640	-1,360	ちくしっ子だより、HP等
		行事費	510,000	358,400	-151,600	学童間交流事業+地域交流事業
		施設整備費	2,400,000	918,829	-1,481,171	エアコン清掃、学童備品購入、修繕費等
		地代家賃	550,000	275,000	-275,000	学童駐車場賃料
		市返戻金			0	
事業費計			224,376,283	207,736,318	-16,639,965	
2. 管理費						
(1) 人件費			[8,362,000]	[8,230,928]	[-131,072]	
		事務員給料	4,500,000	4,327,288	-172,712	
		法定福利費	960,000	1,007,669	47,669	社会保険等事業主負担事務員分
		福利厚生費	30,000	23,971	-6,029	健康診断・インフルエンザ予防接種 事務員分
		退職金積立金繰入	24,000	24,000	0	事務員分
		役員報酬	2,800,000	2,800,000	0	常勤専務理事
		役員通勤費	48,000	48,000	0	役員通勤費
(2) その他経費			[5,252,000]	[7,585,431]	[2,333,431]	
		県連絡協議会費	0	0	0	
		会議費	100,000	29,618	-70,382	会議お茶代・会場代等
		広告費	300,000	309,262	9,262	求人広告等
		備品費	500,000	233,888	-266,112	事務局備品等
		消耗品費	50,000	17,326	-32,674	事務局消耗品等
		事務用品	300,000	274,459	-25,541	インク・用紙等
		諸会費	70,000	68,400	-1,600	会計王更新料、商工会会費等
		租税公課	50,000	34,500	-15,500	預金利息税・自動車税
		委託費	850,000	791,840	-58,160	税理士・弁護士顧問料、事務局警備費、法務事務相談料
		通信費	150,000	106,043	-43,957	切手等
		役員等費用弁償	300,000	109,500	-190,500	役員等交通費
		保護者研修費	400,000	112,440	-287,560	保護者の研修費
		地代家賃	1,000,000	958,800	-41,200	事務局賃料・駐車場賃料等
		電話代	130,000	122,454	-7,546	携帯電話代(事務局・理事長・専務理事)
		プロバイダ料	40,000	31,479	-8,521	ソネット(事務局)
		支払手数料	50,000	59,586	9,586	振込手数料等
		事務所光熱費	100,000	93,794	-6,206	事務局電気水道代等
		印刷製本代	400,000	204,616	-195,384	総会資料、しおり等
		旅費交通費	50,000	25,744	-24,256	ハローワーク、ボランティアセンター等 ガソリン代
		慶交費	30,000	3,000	-27,000	弔慰金等
		雑費	300,000	133,741	-166,259	諸証明代等
		リース料	82,000	81,900	-100	コピー機リース料
		市返戻金		3,783,041	3,783,041	
管理費計			13,614,000	15,816,359	2,202,359	
予備費(決算額)			[0]	[0]	[0]	
経常費用計			237,990,283	223,552,677	-14,437,606	※支出合計
予備費			[7,452,831]	[0]	[-7,452,831]	人件費に充当予定
当期正味財産増減額			-16,980,200	6,168,394	0	※当期繰越収支差額
前期繰越正味財産額			16,980,200	16,980,200	0	※前期繰越収支差額
次期繰越正味財産額			0	23,148,594	0	※次期繰越収支差額

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位:円)

I. 資産の部		II. 負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金	188,010	未払費用	16,757,787
普通預金	38,458,292	前受金	19,000
定期預金	20,022,820	仮受金	14,500
未収入金	579,000	預り金	2,171,308
仮払金	10,780	財政安定基金引当金	16,000,000
前払金	1,261,743	退職金引当金	2,464,800
立替金	5,543	負債合計	37,427,395
その他の資産	50,001	III. 正味財産の部	
		前期繰越正味財産	16,980,200
		当期正味財産増減額	6,168,394
		正味財産合計	23,148,594
資産合計	60,575,989	負債及び正味財産合計	60,575,989

財産目録

平成28年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額	
I. 資産の部		
現金	188,010	
普通預金		
西日本シティ銀行	23,412,462	
西日本シティ銀行(退職金積立)	3,335,463	
筑邦銀行	2,541,510	
ゆうちょ銀行	9,141,146	
ゆうちょ銀行二日市	0	
ゆうちょ銀行二日市東	0	
ゆうちょ銀行二日市北	0	
ゆうちょ銀行山口	4	
ゆうちょ銀行筑紫	27,031	
ゆうちょ銀行吉木	2	
ゆうちょ銀行原田	95	
ゆうちょ銀行筑紫東	510	
ゆうちょ銀行山家	68	
ゆうちょ銀行天拝	0	
ゆうちょ銀行阿志岐	1	
定期預金		
福岡銀行	10,011,711	残高証明未着
JA原田支店	10,010,909	残高証明未着
未収入金		
保育料 二日市	108,500	
保育料 二日市東	172,500	
保育料 二日市北	45,000	
保育料 山口	6,500	
保育料 筑紫	101,800	
保育料 吉木	37,500	
保育料 原田	30,200	
保育料 筑紫東	20,500	
保育料 山家	0	
保育料 天拝	52,500	
保育料 阿志岐	4,000	
仮払金 リサイクル料	10,780	
前払金		
事務局 4月分賃料等	104,900	
傷害保険料	1,156,843	
立替金 携帯代	5,543	
その他の資産		
公用車	1	
敷金	50,000	
資産合計		60,575,989
II. 負債の部		
未払費用		
3月分 給与	11,266,712	仮計上
3月分 社会保険料(事業主負担分)	1,457,669	
3月分 税理士	22,798	
3月分 事務局警備代 にしけい	5,940	
2・3月分 事務局プロバイダ料 So-net	864	
3月分 事務局プロバイダ料 ケーブルテレビ	0	
3月分 ソフトバンク	9,083	
3月分 水道代	1,422	
退職金	166,000	
3月分 事務用品代 他	37,433	
3月分 複合機リース料 リコージャパン	6,825	
筑紫野市返戻金	3,783,041	
前受金	19,000	
仮受金	14,500	
預り金		
所得税	168,334	
3月分 社会保険料(自己負担分)	1,490,245	
雇用保険	358,829	
3月分 住民税	153,900	
その他流動負債		
財政安定基金引当金	16,000,000	
退職金引当金	2,464,800	
負債合計		37,427,395
正味財産合計		23,148,594
負債及び正味財産合計		60,575,989

監事意見書

第2号議案 平成29年度 事業計画及び予算承認の件

平成29年度 事業計画(案)

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

(基本方針)

1. 法人経営方針

筑紫野市の学童保育事業は法人(「保護者」と「職員」)が行政と協力しながら、「子ども達のために」運営している。「安心・安全な学童保育」のためには、保育事業の実施はもとより、それらに係る経費と運営の持続性を鑑みた経営を目指さねばならない。法人役員は専務理事を除き、各学童選出の「保護者」である。経営に関する専門家ではないが、自主財源と委託料のバランスを意識して職員の待遇改善等、保護者も職員も「安心して働くことが出来る」法人経営を目指す。

2. クラブ運営方針

保護者全員が法人の構成員(出資者)であり、経営に携わる一員である事を理解し「滞納のない健全なクラブ運営」を目指す。また、「子どもの豊かな育ちを育み、子どもを取り巻く大人が共に育ちあう」という法人理念に基づき、保護者同士、保護者会、支援員は十分にコミュニケーションをとりながら、互いに協力して「保育方針に基づく保育の実現」を目指す。

3. 平成29年度の重点課題

① 行政との連携

- ・単年度契約による次年度体制確立の遅延解消(支援員確保等)

② 職員の勤務労働条件等の整備

- ・勤務時間の検討
- ・処遇改善に向けた財源の確保

③ 保育料等の完納対策の強化

- ・ガイドライン、誓約書に基づく保護者会対応
- ・事務局職員による勤務先への催告等の実施

④ 地域団体との連携・コミュニケーションの強化

- ・コミュニティセンター主催事業等への参加
- ・地域交流

平成29年度 活動予算書 (案)

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク

(単位:円)

大科目	中科目	科 目	予算額	前年度予算額	増減	摘 要
I 経常収益						
受取会費			2,368,000	2,302,000	66,000	
	法人会費		2,364,000	2,296,000	68,000	2,000円×1,182世帯
	個人会費		4,000	6,000	-2,000	2,000円×3名
事業収益						
	自主事業収益		114,710,000	113,348,000	1,362,000	
		通年保育料収入	106,816,000	104,026,000	2,790,000	1名7,500円×1,163名×12ヶ月+延長保育料-減免分
		季節保育料収入	7,894,000	9,322,000	-1,428,000	1名28,000円(年間)×283名+季節延長保育料-減免分
	受託事業収入		115,686,600	112,752,914	2,933,686	
		事務員給料	3,551,300	3,551,300	0	
		指導員常勤給料	53,159,425	51,925,864	1,233,561	正規:48名 非正規:17名
		指導員加配給料	17,359,975	19,536,400	-2,176,425	加配:10名
		指導員季節給料	4,887,500	4,037,500	850,000	バイト:16名
		指導員季節加配給料	425,000	425,000	0	バイト:1名
		指導員延長保育給料	2,730,200	2,720,850	9,350	延長保育時給料
		指導員研修費	1,700,000	1,540,000	160,000	(20,000円×85名)
		指導員等諸保険料	21,870,000	21,330,000	540,000	
		教材費収入	5,277,000	4,353,000	924,000	1,759名×3,000円
		医薬材料費収入	250,000	240,000	10,000	10,000円×25クラブ
		傷害保険料	1,596,200	1,339,000	257,200	児童及び指導員の傷害保険料
		地代家賃	600,000	600,000	0	事務局賃料
		保育料減免相当額	2,280,000	1,154,000	1,126,000	
	受取寄付金		0	0	0	
	その他収益		0	60,000	-60,000	
		財政安定基金引当金取崩益	0	0	0	
		受取利息	0	40,000	-40,000	預金利息
		雑収入	0	20,000	-20,000	
経常収益計			232,764,600	228,462,914	4,301,686	※収入合計
II 経常費用						
1. 事業費						
	(1) 人件費		176,500,000	177,134,400	-634,400	
		指導員給料	150,000,000	147,354,400	2,645,600	
		指導員年休代替	3,000,000	4,980,000	-1,980,000	
		法定福利費	20,000,000	21,300,000	-1,300,000	社会保険等事業主負担指導員分
		福利厚生費	1,000,000	1,000,000	0	健康診断・インフルエンザ予防接種・ストレスチェック 指導員分
		退職金積立金繰入	500,000	500,000	0	指導員分
		特別加配指導員給料	2,000,000	2,000,000	0	特別加配分
	(2) その他経費		47,906,031	47,241,883	664,148	
		研修参加費用	1,560,000	1,580,000	-20,000	研修参加費用、講師謝礼、日本の学童ほいく誌代等
		教材費	4,338,000	4,407,000	-69,000	1,446名×3,000円
		医薬材料費	240,000	240,000	0	10,000円×24クラブ
		傷害保険料	1,480,000	1,440,000	40,000	傷害保険等 + 賠償責任保険
		指導員会議費	30,000	20,000	10,000	用紙代等
		保険料	108,031	102,883	5,148	保護者会定例会保険料
		学童運営費	7,622,600	7,533,400	89,200	(通年児童数×年6000円)+(季節児童数×年2200円)
		児童育成費(おやつ代金)	28,987,400	28,448,600	538,800	(通年児童数×年24,000円)+(季節児童数×年3,800円)
		広報費	10,000	10,000	0	HPレンタルサーバー代他
		行事費	580,000	510,000	70,000	学童間交流事業+地域交流事業
		施設整備費	2,400,000	2,400,000	0	エアコン清掃、学童備品購入、修繕費等
		地代家賃	550,000	550,000	0	学童駐車場賃料
		市返戻金	0	0	0	
事業費計			224,406,031	224,376,283	29,748	
2. 管理費						
	(1) 人件費		8,452,000	8,362,000	90,000	
		事務員給料	4,500,000	4,500,000	0	
		法定福利費	1,050,000	960,000	90,000	社会保険等事業主負担 役員、事務員分
		福利厚生費	30,000	30,000	0	健康診断・インフルエンザ予防接種・ストレスチェック 役員、事務員分
		退職金積立金繰入	24,000	24,000	0	事務員分
		役員報酬	2,800,000	2,800,000	0	常勤専務理事
		役員通勤費	48,000	48,000	0	【科目新設】役員通勤費
	(2) その他経費		5,312,000	5,252,000	60,000	
		会議費	100,000	100,000	0	会場代等
		広告費	400,000	300,000	100,000	求人広告等
		備品費	300,000	500,000	-200,000	事務局備品等
		消耗品費	50,000	50,000	0	事務局消耗品等
		事務用品費	300,000	300,000	0	インク・用紙等
		諸会費	70,000	70,000	0	会計王更新料、商工会会費等
		租税公課	50,000	50,000	0	預金利息税・自動車税
		委託費	850,000	850,000	0	税理士・弁護士顧問料、事務局警備費、法務税務相談料
		通信費	150,000	150,000	0	切手等
		役員等費用弁償	300,000	300,000	0	役員等交通費
		保護者研修費	400,000	400,000	0	保護者の研修費
		地代家賃	1,000,000	1,000,000	0	事務局賃料・駐車場賃料等
		電話代	130,000	130,000	0	携帯電話(専務理事・事務局)・固定電話代
		プロバイダ料	40,000	40,000	0	インターネット回線代
		支払手数料	70,000	50,000	20,000	振込手数料等
		事務所光熱費	100,000	100,000	0	事務局電気水道代等
		印刷製本代	400,000	400,000	0	総会資料、しおり等
		旅費交通費	40,000	50,000	-10,000	ハローワーク、ボランティアセンター等 ガソリン代
		慶弔費	30,000	30,000	0	弔慰金等
		雑費	450,000	300,000	150,000	諸証明代等
		リース料	82,000	82,000	0	コピー機リース料
		市返戻金	0	0	0	
管理費計			13,764,000	13,614,000	150,000	
予備費			17,743,163	17,452,831	290,332	
経常費用計			238,170,031	237,990,283	179,748	※支出合計
当期正味財産増減額			-23,148,594	-16,980,200	-6,168,394	※当期繰越収支差額
前期繰越正味財産額			23,148,594	16,980,200	6,168,394	※前期繰越収支差額
次期繰越正味財産額			0	0	0	※次期繰越収支差額

第3号議案 定款改正の件

定款改正(案)の趣旨

1. 委託元である筑紫野市の指導により、下記のとおり名称を変更するものである。

新旧対照表

現行	改正後
指導員	支援員
学童保育所	放課後児童クラブ
学童保育	放課後児童支援

2. 特定非営利活動促進法の改正により、貸借対照表の公告が必要となったため、下記のとおり改正するものである。

新旧対照表

現行	改正後
第11章 公告の告示 (公告の方法) 第61条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	第11章 公告の告示 (公告の方法) 第61条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

3. 附則

平成29年5月28日より施行

第4号議案 専務理事役員報酬決定の件

(案)

年俸 2,800,000円

第5号議案 理事辞任に係る新役員選出及び承認の件

役員候補

役職名	氏名	所属クラブ	備考
理事	清水 沙絵	二日市	
理事	砥綿 治子	二日市東	
理事	石橋 智美	二日市東	
理事	矢野 絹代	二日市北	
理事	大坪 亜希子	山口	
理事	野上 未智子	筑紫	
理事	行野 かなみ	筑紫	
理事	弥永 美穂	阿志岐	
理事	西村 すえみ	原田	
理事	平川 庸子	原田	
理事	山田 知実	筑紫東	
理事	大楠 由紀子	山家	
理事	富永 隆	天拝	
監事			
監事			
監事			
顧問			

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 定 款 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県筑紫野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、放課後および休校日における保育を必要とする児童に対して、健全な生活・遊技の場を提供するとともに、保育内容の充実および発展を目的とする事業を行い、また、学童保育の施設・設備の整備と保育内容の向上を行政に働きかけることにより、子ども達の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援し、健全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、会員の相互協力に基づき、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①筑紫野市内における放課後児童クラブの運営に関する事業
 - ②子どもたちが安全で健やかに成長することができるまちづくりの推進に係るイベント開催等の事業
 - ③子育て支援に関する、講演会等の企画運営事業並びに地域住民、他団体との交流及び協力事業
 - ④子育て支援に係る環境向上のための情報提供、調査研究及び提言に関する事業
 - ⑤学童保育指導者の育成事業
- (2) その他の事業
 - ①物品販売及びサービスの提供に関する事業
 - ②イベント等の企画運営事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てなければならない。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員
この法人の活動を賛助するため、理事会の承認により入会をした個人及び団体

(入会)

第7条 この法人に正会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより入会届を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項により入会申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、別に総会で定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 正当な理由がなく、3ヶ月以上会費を納入せず、かつ、支払いの請求に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、別に定めるところにより退会届を理事長に提出して、退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上
- (2) 監事 2名以上

2 前項の理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は正会員の中から選任しなければならない。
- 3 役員の選任に関して必要な事項は、別途理事会で定める規程によるものとする。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理し、事務局を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。但し理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の実義義務)

第16条 役員は、法令、定款及び規程の定め並びに総会の決議を遵守し、本法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(任期等)

第17条 役員の実義義務は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初に到来する通常総会が終結するまで任期を延長する。
- 3 補欠のため又は増員によって就任した役員の実義義務は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなくてはならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第21条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、専属の事務職員を置くことができる。

(支援員)

第22条 この法人の放課後児童支援に関する事業を行うために、支援員を置く。

第5章 顧問

(顧問)

第23条 本法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本法人の目的達成のために必要な学識経験等のある者のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の目的達成について必要な事項について理事長の諮問に応ずる。
- 4 第17条（役員の任期）の規定は、顧問について準用する。

第6章 総会

(種別)

第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 支援員及び理事会で必要と認められた者は総会に出席し意見を述べるができる。

(権能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 100万円を超える借入金等の義務負担および債権等の権利の放棄等
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第30条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、議事が緊急を要する場合、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合には、あらかじめ通知した事項以外の事項を決議することができる。
- 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第32条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第30条及び前条第3項並びに次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（委任状提出がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事が記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 前項の議事録を、総会の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。なお、監事、支援員および理事会で必要と認めた者は理事会へ出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 諸規則の制定及び改廃
- (4) 借入金等の義務負担および債権等の権利の放棄等。(但し100万円を超えるものは除く)
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、原則として2ヶ月毎に開催するものとする。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たるものとする。

(定足数)

第39条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、以下の場合は、出席理事(次条第2項の理事は除く)の数が前条の定足数を満たす限り、あらかじめ通知した事項以外の事項を決議することができる。
 - (1) 緊急を要する場合
 - (2) 出席した理事の過半数の同意がある場合
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議事については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及び出席した理事が記名押印しなければならない。
 - 3 前項の議事録を、理事会の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(委員会)

第43条 理事会の決議を経て、必要に応じて、業務の執行のために、この法人に各種委員会を設置することができる。

第8章 管理

(決算関係書類の提出)

第44条 理事長は、毎事業年度、通常総会の会日の1週間前までに、事業報告書、貸借対照表、活動決算書及び財産目録を作成して監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、通常総会の会日の前日までに、意見書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項に規定する監事の意見書を添えて第1項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第46条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第47条 この法人の第45条に掲げる資産の各項目は、理事長が管理し、項目毎の管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定め、その内容を総会に報告するものとする。

(経費の支弁)

第48条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第49条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第50条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第51条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、事業年度中の事業計画及び活動予算の変更のうち、別に規則で定める軽微なものについては、理事会の議決によることができる。

3 理事長は、前項の規定により事業年度中に事業計画又は活動予算を変更したときは、通常総会又は臨時総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第52条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第53条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(剰余金の取扱い)

第54条 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第55条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第56条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の議決を経て決した特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第59条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の告示

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第12章 細則

(細則)

第61条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 野 上 加 代

副理事長 久 保 小百合

同 植 田 八千代

専務理事 平 田 あつ子

理 事 坂 本 松 子

同 今 村 正 浩

同 金 子 幸 雄

同 山 口 由美子

同 高 橋 美 鈴

同 那 佐 和 代

同 木 崎 夏 紀

同 吉 田 久 子

同 井 上 真 澄

同 今 城 栄 子

同 葭 原 佳 世

同 中 野 律 子

同 采 原 倫 恵

同 阿久根 いづみ

同 山 元 美 紀

同 瀧 本 由 美

同 土 橋 ちなつ

同 田 村 和 恵

同 福 田 政 子

同 瀧 野 由 美

監 事 寺 川 敬

同 長 谷 裕 之

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月20日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、年度会費として1000円を徴収する。

7 この定款は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年11月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年4月23日から施行する。